



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年8月20日（火） 第10225号

目次

	ページ
告示	
○土壌汚染対策法による区域の指定の解除（環境保全課）	2
○道路の供用開始（道路管理課）	2

■ 告 示

◎群馬県告示第207号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和5年群馬県告示第247号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和6年8月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 渋川市八木原字西原678番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月20日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	大笹北軽井沢線	吾妻郡嬭恋村大字鎌原字鬼の泉水1902番の10地先から同郡同村大字同字同1480番の1地先まで	令和6年8月20日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111